

【別紙2】

船橋市スポーツ協会 提出書類に関する留意点

1 収支決算書・予算書の作成について【様式1～4】

- (1) 監査をしやすくするため、科目の記載順を一部変更しています。
- (2) 説明の欄には、主なものをいくつか記載してください。
- (3) 補助対象経費について、下記2・3の内容を必ずご確認ください。
- (4) 科目については、「別紙3 科目区分一覧表」を参考にしてください。

2 補助対象経費について【様式2・4】

- (1) 補助対象となる科目は要綱で決まっています。要綱にない科目を追加することはできませんので、気を付けてください（食糧費や慶弔費等は補助対象外です）。
- (2) 次の内容を補助対象経費に含めることはできませんので、気を付けてください。
 - ①大会の賞品として、プリペイドカードや商品券
 - ②役員会でのお茶代等（食糧費となるため）
 - ③研修会等での昼食代や懇親会費（食糧費となるため）
 - ④船橋市スポーツ協会への負担金
 - ⑤他団体への寄付金
 - ⑥県民体育大会等の経費として、すでに市からの補助金を受けているもの
- (3) 原則、クレジットカードで支払ったものを補助対象経費に含めることはできません。

3 領収書の提出について【様式2に関する領収書】

- (1) 不足が無いよう提出してください。原則、原本での提出をお願いします。
- (2) 領収書は次の点に気を付けてください。
 - ①宛名は団体名（船橋市〇〇協会・連盟）にすること。個人名でないこと。
*レシートは、空いているところに宛名を記載してください。
 - ②支払い内容（但し書、商品名）が記載されていること。
 - ③日付が当該年度であること。
- (3) 領収書を貼り付ける際は次のことに気を付けてください。
 - ①科目ごとに分ける。複数科目に関するものはコピーして貼り付けること。
 - ②日付順にすること。
*各団体で部門ごとに会計をしている場合、それぞれが日付順に並んでいれば問題ありません。
 - ③できるだけ重ならないよう、折らないように貼ること。
*レシートの下部に印字されている不要な情報は切り取って構いません。

※出金伝票は領収書の代わりにはなりません。必ず領収書を提出してください。

※まれに個人の物を同時に購入した領収書があります。別々に購入するか、領収書を分けるようにしてください。

※報償費や旅費（交通費）を現金で個人に支払う場合、領収書を発行することが望ましいですが、受け取りを証明できるもの（氏名とサイン等）に代えることができます。

なお、プリペイドカード等で支払う場合も同様のものを提出してください。

4 会計監査チェックシートについて【別紙1】

監査の際に確認する内容になります。各団体でチェックしてから提出してください。

◆ 前回の監査を終えて

令和2年度の収支決算書（様式2）について監査を行った際に指摘された内容は下記のとおりとなります。ご確認ください。

（1）特に多かった問題点

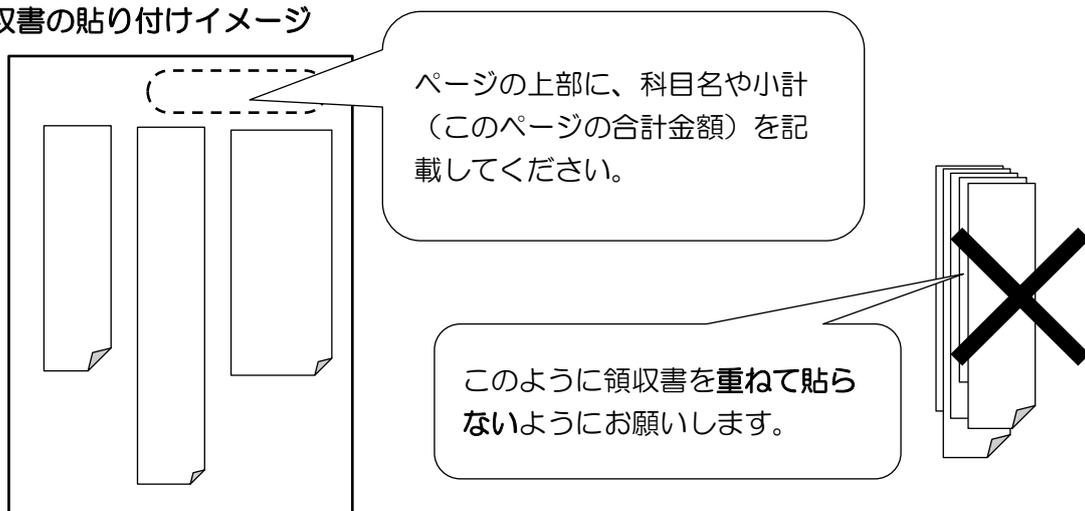
- ・収支決算書や予算書の合計金額等に計算間違いがある。
- ・計上する科目が間違っている。
- ・収支決算書と領収書の金額が合っていない。
- ・領収書の宛名が記載されていない。
- ・領収書が重ねて貼ってあり、確認できない（確認しにくい）。
- ・領収書の不足
- ・昨年度の領収書を計上している。

（2）科目について確認

- ①賞品代（トロフィーや参加賞）は、基本的に「消耗品費」として計上でき、補助対象経費に含めることができます。
- ②インターネット等による購入において、送料は「通信運搬費」に計上することを基本としますが、分けて計上することが難しい場合は商品購入代に含めて構いません。
- ③団体として参加が必要な研修会への参加費は「負担金」で計上してください。
ただし、昼食代や懇親会費は補助対象外です。領収書に飲食代が含まれている場合は、その金額を除いて申告してください。

- （3）決算書の不備または領収書の不足により、確認ができない団体に関しては加盟団体交付金をお渡しすることができませんので、お気をつけてください。

◇領収書の貼り付けイメージ



【別紙3】

○船橋市スポーツ協会 科目区分一覧

収入の部

予算科目	内容
事業交付金	船橋市スポーツ協会からの事業交付金
市民大会交付金	市民大会運営に関する交付金
大会参加費	大会や行事での参加費
会費	協会・連盟の会費や登録費
寄付金	寄付金、大会行事等の協賛金
雑収入	銀行利息、その他

支出の部

予算科目	補助対象となる経費	備考(補助対象とならない経費)
負担金(補助対象外)	/	船橋市スポーツ協会への分担金
* 負担金・交付金	国・関東・県(上部団体)への登録費 研修会等の参加負担金、大会参加費	飲食が含まれている場合はその額を除外する
* 報償費	講師等への謝礼	団員への謝礼(大会役員、事務職員等)
* 旅費	大会や行事、研修等の交通費・宿泊費	左記以外の団員への交通費・宿泊費
* 消耗品費	単価が3万円以下の物品購入費	
* 備品購入費	単価が3万円以上、1年以上の使用が見込まれる物品購入費	
* 印刷製本費	資料コピー代、印刷代、写真現像代等	インク代は「消耗品費」で計上
* 手数料	銀行振込手数料、筆耕料等	
* 通信運搬費	郵便料金、インターネット料金、電話・電報代等	
* 保険料	大会や行事等の保険、備品等にかかる損害保険料等	
* 使用料及び賃借料	行事や会議等の会場使用料、器具使用料・リース料・レンタル料	
賞品代	/	賞品のプリペイドカード等、(トロフィー等は「消耗品費」で計上可)
食糧費	/	大会や行事等の飲食費、会議時の飲食費等
慶弔費	/	見舞金、祝金、香典、餞別等
渉外費	/	祝賀会・賀詞交歓会の会費等
雑費	/	上記のいずれにも属さない支出。

* 要綱に定める補助対象経費

【別紙4】

加盟団体交付金・分担金（令和3年度・令和4年度）

（単位：円）

No.	加盟団体名	交付金	分担金（100円未満切り捨て）
1	野球協会	275,000	33,000
2	相撲連盟	173,000	19,000
3	卓球協会	279,000	33,400
4	柔道連盟	273,000	32,700
5	バレーボール協会	300,000	39,000
6	剣道連盟	300,000	39,000
7	ソフトテニス協会	274,000	32,800
8	陸上競技協会	300,000	39,000
9	水泳協会	228,000	27,300
10	山岳協会	100,000	11,000
11	空手道連盟	219,000	26,200
12	ウェイトリフティング協会	93,000	9,300
13	バスケットボール協会	300,000	39,000
14	馬術協会	131,000	14,400
15	サッカー協会	300,000	39,000
16	スキー協会	117,000	12,800
17	体操協会	100,000	11,000
18	テニス協会	300,000	39,000
19	アマチュアボクシング協会	110,000	12,100
20	ソフトボール協会	274,000	32,800
21	アーチェリー協会	248,000	29,700
22	銃剣道連盟	189,000	20,700
23	クレー射撃協会	180,000	19,800
24	ライフル射撃協会	176,000	19,300
25	弓道協会	247,000	29,600
26	ボウリング協会	215,000	25,800
27	セーリング協会	216,000	25,900
28	バトミントン協会	277,000	33,200
29	なぎなた協会	193,000	21,200
30	アマチュアゴルフ協会	179,000	19,600
31	フェンシング協会	254,000	30,400
32	カヌー協会	105,000	11,500
33	ラグビーフットボール協会	183,000	20,100
34	小中学校体育連盟	-	-
35	高等学校体育連盟	-	-
36	スポーツ少年団	835,000	108,500
37	ゲートボール協会	97,000	9,700
38	少林寺拳法連盟	93,000	9,300
39	合気道連盟	112,000	12,300
40	ダンススポーツ協会	108,000	11,800
41	玄気道連盟	84,000	8,400
42	ペタンク協会	105,000	11,500
43	一輪車協会	100,000	11,000
44	フライングディスク協会	96,000	9,600
45	バウンドテニス協会	95,000	9,500
46	ドッジボール協会	111,000	12,200
47	グランドゴルフ協会	104,000	11,400
48	パークゴルフ協会	106,000	11,600
49	インディアカ協会	98,000	9,800
50	ダーツ協会	104,000	11,400
51	日本拳法連盟	77,000	7,700
52	テコンドー協会	80,000	8,000